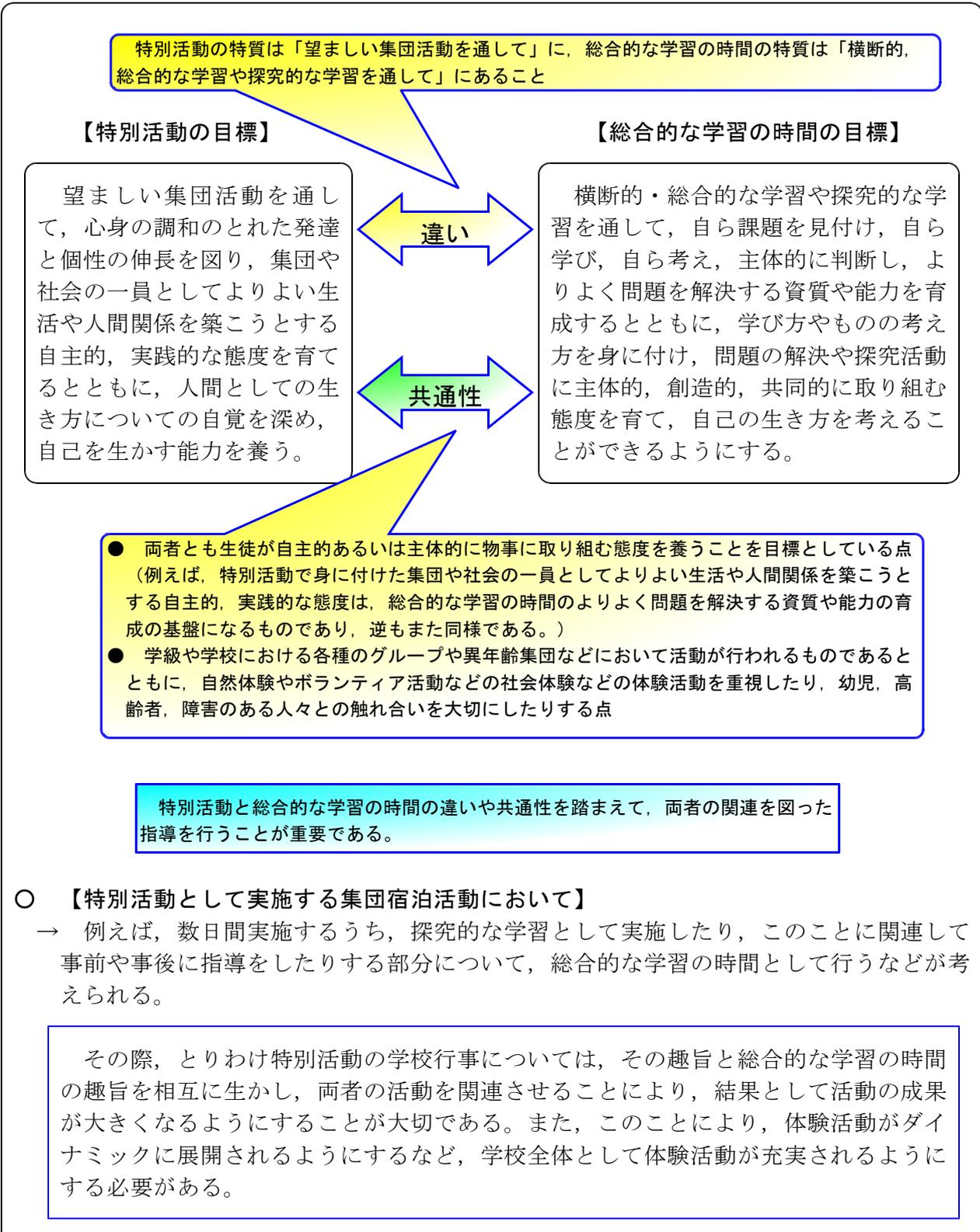


特別活動(中学校)

特別活動と総合的な学習の時間との関連はどうなっているのか。



○ 【総合的な学習の時間において計画した学習活動が、学習指導要領に示した特別活動の目標や内容と同等の効果が得られる場合】

→ 例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。

学習指導要領の第1章第3の5において、このような場合について、総合的な学習の時間の実施によって、特別活動の学校行事の実施に替えることができることとする規定を設けた。

具体的な例として

- 「総合的な学習の時間に行われる自然体験活動」は、環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と、

それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。

- 「総合的な学習の時間に行われる職場体験活動やボランティア活動」は、社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と、

それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。

※ このような場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。

その際、学校行事は、目標と5種類の行事を教育課程の基準として示している集団活動であること、学年や学校を単位とする、学校生活に秩序と変化を与えることを目指す教育活動であること、学校集団や学校生活への所属感を深め、望ましい人間関係の形成や公共の精神などを養う教育活動であることを正しく理解しておく必要がある。

なお、学習指導要領の第1章第3の5において、総合的な学習の時間における学習活動の実施をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替える場合には、学習指導要領に示した特別活動と学校行事の目標が達成されるようにするとともに、各学校行事の内容が十分に実施できるようにする必要がある。